

佐倉市都市マスタープラン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「佐倉市都市マスタープラン」という。)の中間見直しに関し専門的な意見及び市民の意見を反映させるため、佐倉市都市マスタープラン策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について専門的な視点及び市民の幅広い視点から意見を述べ、又は市長の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

(1) 佐倉市都市マスタープランの中間見直しに関する事項

(2) その他佐倉市都市マスタープランに関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 都市計画に関する優れた識見を有する者

(2) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から佐倉市都市マスタープランの公表の日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年10月11日決裁佐計第370号）

この要綱は、決裁の日から施行し、佐倉市都市マスタープランの公表の日をもってその効力を失う。